

飯塚市観光地域づくり法人補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年8月12日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市観光地域づくり法人補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市の観光振興において地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの実現を図るため、観光地域づくり法人が推進する事業に対し、補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「観光地域づくり法人」とは、観光庁が定める観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン(平成27年11月18日観光庁長官制定)に基づいた観光振興に資する活動を行うことを目的とした市長が認めた団体(以下「補助事業者」という。)をいう。

(補助金の交付の除外)

第3条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金を交付しない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員が役員となっている者
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及び補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表のとおりとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 補助事業者は、補助金を補助対象事業の遂行のみに使用し、他の用途に使用

してはならない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(交付申請)

第7条 補助事業者は、飯塚市観光地域づくり法人補助金交付申請書(以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請書が提出された場合は、その内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、飯塚市観光地域づくり法人補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金の概算払)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、飯塚市観光地域づくり法人補助金概算払請求書(以下「概算払請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により概算払請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(事業の変更等)

第10条 第8条の規定により交付決定を受けた補助事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、飯塚市観光地域づくり法人補助金変更交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業変更計画書
- (2) 事業変更収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その変更内容を審査の上、変更の適否を決定し、飯塚市観光地域づくり法人補助金変更交付決定通知書により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、飯塚市観光地域づくり法人補助金実績報告書(以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書を受領した時は、その内容を審査の上、適正であると認めたときは、飯塚市観光地域づくり法人補助金確定通知書により通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の支給を受けたときは、補助金の支給の決定を取り消し、又は既に支給した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(補助金に係る書類等の整備)

第14条 補助事業者は、補助対象事業に係る経理についての収支を明らかにした書類を整備し、補助対象事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象事業	種目	補助対象経費
運営費	人件費	報酬、給料、手当等、共済費、賃金
	管理費	旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借

		料、工事請負費、備品購入費
(1) 国内外からの観光誘客に関する事業 (2) 観光事業のマネジメント、マーケティング、プロモーション等に関する事業 (3) 観光消費額の拡大に関する事業 (4) 観光事業に携わる人材育成に関する事業 (5) 観光地域づくりに関する事業 (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事業	事業費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金、補助金、公課費
その他	市長が必要と認める経費	